

第 36 号議案

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令の制定について

別紙のとおり提出します。

令和 6 年 11 月 11 日

教育長 前川 明範

提出の理由

京都府教育職員免許状再授与審査会について、委員の所属する団体又は行政機関での職の交代に伴い当該委員の後任者を委員に任命する場合には、教育長に専決させることとするため、所要の改正を行うものである。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を 改正する訓令案要綱

1 改正の趣旨

京都府教育職員免許状再授与審査会について、委員の所属する団体又は行政機関での職の交代に伴い当該委員の後任者を委員に任命する場合には、教育長に専決させることとするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 3 号エからサまでが、エからシまでに改正されることに伴い、それを引用している部分を修正 (第 7 項関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

京都府教育委員会訓令第 号

教 育 長
本 庁

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令
を次のように定める。

令和6年●月●日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する
訓令

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令（昭和39年京都府教育
委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第7項中「コ」を「サ」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令（昭和39年教育委員会訓令第1号） 新旧対照表

現行	改正案	備考
教育委員会は、京都市教育委員会基本規則（昭和24年京都市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第17条の2の規定により、次に掲げる事務を教育長に専決させる。 1～6 （略） 7 規則第17条第1項第3号ウからコまでに掲げる委員の任免を行うこと（委員の所属する団体又は行政機関での職の交代に伴い当該委員の後任者を委員に任命する場合に限る。）。 8～9 （略）	教育委員会は、京都市教育委員会基本規則（昭和24年京都市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第17条の2の規定により、次に掲げる事務を教育長に専決させる。 1～6 （略） 7 規則第17条第1項第3号ウからサまでに掲げる委員の任免を行うこと（委員の所属する団体又は行政機関での職の交代に伴い当該委員の後任者を委員に任命する場合に限る。）。 8～9 （略）	号の細分ズレ

